

みなさまのニーズに お応えします!! ～公正取引委員会の広報活動～



沖縄総合事務局総務部公正取引室(以下「沖縄公正取引室」といいます。)では、「独占禁止法」、「下請法」、「官製談合防止法」、「消費税転嫁対策特別措置法」及び「景品表示法」への理解を促進するため、様々な広報活動を行っています。

今号では、沖縄公正取引室が行っている広報活動の一部をご紹介します。

有識者との懇談会



石垣市での懇談会の参加者の様子

沖縄公正取引室では、県内各地の有識者と公正取引室長との懇談会を開催し、各地域における事業者の経済活動の状況を把握し、適確な法運用に役立てています。

10月19日は、石垣市商工会で懇談会を行いました。懇談会では、清水公正取引室長(以下「清水室長」といいます。)から「公正取引委員会の役割と活動」として、「独占禁止法」、「下請法」、「消費税転嫁対策特別措置法」及び「景品表示法」の概要を違反事例を交えながら説明しました。参加された商工会役員の方からは、独占禁止法の拘束条件付取引や下請法の違反行為に関する質問がありました。

講師派遣

沖縄公正取引室では、所管している法律に違反する行為が行われることを未然に防ぐため、国家機関、地方公共団体の職員研修や事業者団体が開催する研修会に講師(公正取引室職員)を派遣しています。

11月5日は、那覇市内において、コンテンツの作成を下請事業者に委託(外注)している親(おや)事業者の団体が開催した勉強会に、講師を派遣し、「下請法の概要等」をテーマに講演を行いました。



勉強会を受講している参加者の様子

勉強会では、清水室長から、「情報成果物作成委託」の内容を中心に、下請法の概要を説明した上でコンテンツ業界における違反(公表)事例を紹介しました。参加者からは、コンテンツ取引における下請法の適用範囲についての質問などがありました。



講師を務めた清水室長

また、公正取引委員会経済取引局企画室では、昨年12月25日に施行された改正独占禁止法について、経済団体向けに講師派遣を行っていますので、是非御活用ください(オンライン可・無料)。講師派遣を御希望の際は、必要事項を御記入の上、kaiseihou2020@jftc.go.jpにメールしてください。

消費者セミナー

沖縄公正取引室では、独占禁止法や景品表示法の内容を分かりやすく説明した上で、消費者の質問にお答えする「消費者セミナー」を実施しています。

11月21日は、沖縄キリスト教学院大学(西原町)において、人文学部大学英語コミュニケーション学科の学生を対象に消費者セミナーを開催しました。

セミナーでは、清水室長が公正取引委員会の役割などを紹介するとともに、消費者に身近な商品やサービスについての独占禁止法・景品表示法の違反事例を多数説明し、参加者(学生)と活発な意見交換(質疑応答)を行いました。



消費者セミナーで発表する学生の様子

消費税転嫁されてイルカ
「ルカちゃん」

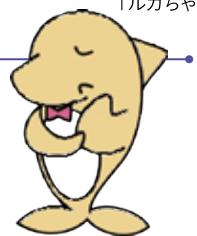
下請法基礎講習会等



講師を務めた公正取引室職員

公正取引委員会は、下請法の的確な運用を行うとともに、毎年11月を「下請取引適正化月間」と定め、全国の県庁所在地などにおいて、違反行為の未然防止の観点から、普及・啓発活動を実施しています。

[令和2年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語]
叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉



11月25日は、那覇市において、親(おや)事業者を対象とした下請法基礎講習会を実施しました。また、同日、消費税転嫁対策特別措置法及び景品表示法に関する説明会も併せて行いました。



消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会での参加者の様子

下請法基礎講習会と2つの説明会には、延べ91名の事業者の方々が参加してくださいました。

また、講習会等の終了後は、下請法等についての「個別相談ブース」も設け、参加事業者の個別相談に対応しました。

沖縄公正取引室では、皆様のニーズに合わせ、県内各地に所管法律に関する講師派遣や講習会を行っています。お気軽にご連絡ください。

お問合せ先

総務部 公正取引室 ☎098-866-0049

